

新	旧
<p>三井住友信託銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)住宅ローン契約規定(元金均等型)</p> <p>お客さまおよび連帯保証人は、自己または所定の親族の住宅の新築・購入資金、あるいは居住用の住宅の購入資金等の借換・借換と同時に増改築の資金に用いるため、三井住友信託銀行株式会社(以下、「銀行」といいます。)と住宅ローン取引を行う場合は、この規定(以下、「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下、「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。</p> <p>お客さまおよび連帯保証人と銀行との間の住宅ローン取引に関する契約(以下、「本契約」といいます。)は、本規定のほか、「住宅ローン契約書」記載の借入要項または住信SBIネット銀行株式会社(以下、「住信SBIネット銀行」といいます。)のWEBサイト(以下、「WEBサイト」といいます。)画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」(以下、総称して「借入要項等」といいます。)をその内容とします。</p> <p>お客さまは、銀行がお客さまに対し借入要項等に定める借入金の受領方法に基づき同要項に定める借入金額を交付した場合、銀行に対し、本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。住信SBIネット銀行は、銀行から、本契約の締結の代理業務ならびに本契約および本契約にもとづく債権の管理、回収等に関する事務を受託し、これらの範囲で、銀行に代わって、本契約にもとづく事務を取扱います。</p>	<p>三井住友信託銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)住宅ローン契約規定(元金均等型)</p> <p>本規定は、三井住友信託銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)住宅ローン(元金均等型)(以下「住宅ローン」といいます)を利用する個人(以下「お客さま」といいます)が、この「住宅ローン契約書」により、住信SBIネット銀行株式会社を銀行代理業者として、三井住友信託銀行株式会社(以下「銀行」といいます)と締結した住宅ローン契約(以下「本契約」といいます)にもとづくお借入に対し適用されます。本契約には、本規定の各条項のほか、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定、本契約に関する住信SBIネット銀行のWEBサイト(以下「WEBサイト」といいます)に掲示する住信SBIネット銀行の円普通預金規定、銀行取引規定などの定めが適用されるものとします。</p>
<p>第1条 借入金利</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約にもとづいてお客さまに適用される金利(以下、「借入金利」といいます。)は、本条 3 項の金利引下げがなければ、銀行所定の基準金利によるものとします。 2. 当初借入金利は、借入要項等で選択された当初金利タイプの、銀行が借入金額を交付した日(以下、「ローン実行日」といいます。)現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第 6 条に、固定金利を選択された場合は第 7 条に、それぞれ従うものとします。 3. 銀行は銀行所定の基準により、銀行の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、銀行はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。 4. 略 	<p>第1条 借入金利</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約にもとづいてお客さまに適用される金利(以下「借入金利」といいます)は、本条 3 項の金利引下げがなければ、銀行所定の基準金利によるものとします。 2. 当初借入金利は、本契約書の借入要項(以下「借入要項」といいます)で選択された当初金利タイプの、ローン実行日現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第 6 条に、固定金利を選択された場合は第 7 条に、それぞれ従うものとします。 3. 銀行は銀行所定の基準により、銀行の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本契約の他の条項にかかわらず、銀行はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。 4. 略
<p>第2条 遅延損害金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年 14%(1 年を 365 日とし、日割りで計算する。)の遅延損害金を支払うものとします。 2. 略 	<p>第2条 遅延損害金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年 14%(1 年を 365 日とし、日割りで計算する。)の遅延損害金を支払うものとします。 2. 略
<p>第3条 元利金の計算方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利息は借入要項等に定める元利金返済日(以下、「約定返済日」といいます。)に後払いするものとし、毎回の元金返済額は、毎月の元金返済額および半年毎の増額元金返済額ともに、均等とします。 2. 略 3. 略 4. 略 5. 毎回の返済元金は毎月返済部分、半年毎増額返済部分についてそれぞれ借入元金を返済回数で割った金額(円未満を切 	<p>第3条 元利金の計算方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利息は借入要項に記載された元利金返済日(以下「約定返済日」といいます)に後払いするものとし、毎回の元金返済額は、毎月の元金返済額および半年毎の増額元金返済額ともに、均等とします。 2. 略 3. 略 4. 略 5. 毎回の返済元金は毎月返済部分、半年毎増額返済部分についてそれぞれ借入元金を返済回数で割った金額(円未満を切

<p>り捨て、割り切れない端数の金額については、銀行所定の方法で調整するものとします。)とし、これに本条 2 項と 3 項および 4 項の利息を加えた金額(以下「約定返済額」といいます。)を約定返済日に返済するものとします。</p> <p>6. 略 7. 略</p>	<p>り捨て、割り切れない端数の金額については、銀行所定の方法で調整するものとします)とし、これに本条 2 項と 3 項および 4 項の利息を加えた金額(以下「約定返済額」といいます)を約定返済日に返済するものとします。</p> <p>6. 略 7. 略</p>
<p>第 4 条 返済用預金口座</p> <p>借入要項等に記載された<u>住信SBIネット銀行に開設されたお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下「返済用預金口座」といいます。)</u>とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。</p>	<p>第 4 条 返済用預金口座</p> <p>借入要項に記載されたお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下「返済用預金口座」といいます)とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。</p>
<p>第 5 条 約定返済</p> <p>1. お客さまは本契約にもとづき、毎月の約定返済日に、約定返済額を本条第 3 項に定める方法により銀行に返済するものとします。ただし、半年毎増額返済月の約定返済日には、半年毎増額返済額を毎月の元利金返済額に加えて返済するものとします。</p> <p>2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた<u>住信SBIネット銀行の休日(以下「休日」といいます。)</u>にあたる場合、当該休日直後の<u>住信SBIネット銀行の営業日に返済するものとし、銀行は、これを約定返済日に返済したものとみなして取扱います。</u></p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の銀行の営業日とし、<u>以下、本項および次項において「約定返済日等」といいます。)</u>までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとします。<u>住信SBIネット銀行は、当該約定返済日等において返済用預金口座にある約定返済額相当額を払戻請求書無しに自動的に振替のうえ、銀行へ支払い、銀行は当該振替を受けることにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、住信SBIネット銀行は、その一部を振替ることなく、銀行は、返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、お客さまは、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第 9 条に定める繰上返済等、当日に同口座から振替えるべき金額の合計額に満たない場合には、住信SBIネット銀行の任意の順序により振替えることを承諾するものとします。</u></p> <p>4. お客さまは、毎回の約定返済額相当額の預け入れが約定返済日等より遅れた場合には、毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額を前項と同様に返済用預金口座に預け入れるものとします。<u>住信SBIネット銀行は、かかる合計額を自動的に振替のうえ、銀行へ支払い、銀行は当該振替を受けることにより、返済に充当します。銀行からの委託にもとづき住信SBIネット銀行は、振替える遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第 2 条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から</u></p>	<p>第 5 条 約定返済</p> <p>1. お客さまは本契約にもとづき、毎月の約定返済日に、約定返済額を銀行に返済するものとします。ただし、半年毎増額返済月の約定返済日には、半年毎増額返済額を毎月の元利金返済額に加えて返済するものとします。</p> <p>2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます)にあたる場合、当該休日直後の銀行の営業日に返済するものとし、銀行は、これを約定返済日に返済したものとして取扱います。</p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の銀行の営業日とします)までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、<u>本契約の締結をもって、住信SBIネット銀行に対し、銀行所定の引落日において返済用預金口座にある約定返済額相当額を払戻請求書無しに自動的に引落しのうえ、銀行へ支払うことを依頼しました。銀行は当該振替を受けることにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、住信SBIネット銀行は、その一部を引落すことなく、銀行は、返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、お客さまは、住信SBIネット銀行に対し、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第 9 条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、住信SBIネット銀行の任意の順序により引落すことを依頼しました。</u></p> <p>4. お客さまは、<u>本契約の締結をもって、住信SBIネット銀行に対し、毎回の約定返済額相当額の預け入れが第 1 項に定める日(第 2 項の適用がある場合は、第 2 項に定める日とします)より遅れた場合には、毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額を前項と同様自動的に引落しのうえ、銀行へ支払うことを依頼し、銀行は当該取扱いによる振替を受けることにより、返済に充当します。銀行からの委託にもとづき住信SBIネット銀行は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第 2 条に定める</u></p>

振替日までの実日数により算定するものとします。

5. お客様は、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合には、お客様の入金後いつでも、住信SBIネット銀行が、返済用預金口座から返済に必要な金額を自動的に振替えのうえ、銀行へ支払うことを承諾し、銀行は任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。ただし、本契約にもとづく債務のほか、お客様が銀行に対して返済を遅滞している債務がある場合には、銀行は、銀行の任意の順序により、住信SBIネット銀行から振替を受けた金額を本契約にもとづく債務のほか、他の債務の支払いに充当することができるものとします。

遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落とし日までの実日数により算定するものとします。

5. お客様は、本契約の締結をもって、住信SBIネット銀行に対し、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合には、お客様の入金後いつでも、返済用預金口座から返済に必要な金額を自動的に引落としのうえ、銀行へ支払うことを依頼し、銀行は任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。

6. 前3項によるお客様の依頼は、銀行の事前の承諾なく解除できないものとします。

第6条 変動金利の適用

1. 借入金利は、銀行の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下、いずれも「短ブラ」といいます。)を基準とし、短ブラの変動に伴って以下に定めるところにより変更されるものとします。
2. 前項による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日(以下、両日とも「基準日」といいます。)の年2回行うものとし、今回基準日の短ブラが前回基準日の短ブラ(ローン実行日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短ブラ」は、ローン実行日現在の短ブラとします。)と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとします。
3. 前項の変更による新借入金利は、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします(以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金利適用日」といいます。)
4. 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、当該新借入金利適用日からは、当該新借入金利適用日直前の基準日(新借入金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日)における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」を適用するものとします。
5. 略
6. 借入金利の変更が行われる場合、銀行は、原則として、新借入金利適用日の1ヵ月前までに新しい借入金利および新しい毎回返済額(元金・利息の内訳)などを住信SBIネット銀行所定の方法にて通知するものとします。

第6条 変動金利の適用

1. 借入金利は、銀行の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下、いずれも「短ブラ」といいます)を基準とし、短ブラの変動に伴って以下に定めるところにより変更されるものとします。
2. 前項による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日(以下、両日とも「基準日」といいます)の年2回行うものとし、今回基準日の短ブラが前回基準日の短ブラ(ローン実行後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短ブラ」は、ローン実行日現在の短ブラとします)と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとします。
3. 前項の変更による新借入金利は、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします(以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金利適用日」といいます)。
4. 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日からは、新借入金利適用日直前の基準日(新借入金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日)における借入要項に定める変動金利タイプ選択時の金利タイプ変更後の金利を適用するものとします。
5. 略
6. 借入金利の変更が行われる場合、銀行は、原則として、本条2項および3項の新借入金利の適用日の1ヵ月前までに新しい借入金利および新しい毎回返済額(元金・利息の内訳)などを銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の方法にて通知するものとします。

第7条 固定金利の適用

1. 特約期間開始日はローン実行日または約定返済日の翌日にあたる日とし、特約期間終了日は、特約期間が経過する応当年月の約定返済日とします。
2. 固定金利を選択された場合、原則として、銀行はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を住信SBIネット銀行所定の方法にて通知するものとします。

第7条 固定金利の適用

1. 特約期間開始日は契約日(借入日)または約定返済日の翌日にあたる日とし、特約期間終了日は、特約期間が経過する応当年月の約定返済日とします。
2. 固定金利を選択された場合、原則として、銀行はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の方法にて通知するものとします。

第8条 金利タイプの変更

1. 変動金利からの変更

(1) 変動金利が適用されている場合、その変動金利適用期間中は、次号の定めにより変動金利から固定金利への変更を行うことができるものとします。

(2) 変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、約定返済日の前日の住信SBIネット銀行所定の時刻までに、WEBサイトでの住信SBIネット銀行所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、その申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日(以下、「固定金利適用開始日」といいます。)におけるお客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、固定金利適用開始日より適用するものとします。

(3) 前号の定めにかかわらず、固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、固定金利適用開始日の前日の住信SBIネット銀行所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

2. 固定金利からの変更

(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。

(2) 本項3号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金利は当該終了日の翌日における借入要項等に定める

第8条 金利タイプの変更

1. 変動金利からの変更

(1) 変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、約定返済日の前日の銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の時刻までに、WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日以降最初に到来する約定返済日(約定返済日当日の申し出は不可)の翌日におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利特約タイプの基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金利」とし、お客さまの申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日より適用するものとします。

(2) 変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

2. 固定金利からの変更

(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。

本項2号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金利は当該終了日の翌日における変動金利タイプの

変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。

- (3) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の住信SBIネット銀行所定の時刻までに、WEBサイトでの住信SBIネット銀行所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。

この場合、適用される借入金利は、当該固定金利適用期間終了日の翌日（以下、「新たな固定金利適用開始日」といいます。）における、お客さまが選択した当該適用期間に対応する、借入要項等に定める固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。

- (4) 前号の定めにかかわらず、新たな固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、新たな固定金利適用期間の選択はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、新たな固定金利適用開始日の前日の住信SBIネット銀行所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。

- (2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の銀行（銀行代理業者 住信SBIネット銀行）所定の時刻までに、WEBサイトでの銀行（銀行代理業者 住信SBIネット銀行）所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が銀行所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の銀行（銀行代理業者 住信SBIネット銀行）所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

- (3) 前号の場合、借入金利は、従来の固定金利適用期間終了日の翌日（新たな固定金利適用開始日）における、固定金利特約タイプのお客さまが選択した当該適用期間に対する基準金利にもとづく、借入要項に記載された固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。

第9条 繰上返済

1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、住信SBIネット銀行所定の方法により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済期日以前に繰上返済をすることができるものとします。

2. 一部繰上返済

- (1) 前項により、お客さまが指定した金額（ただし、銀行所定の金額以上とします。）を借入金残額の一部として返済する場合、銀行所定の手数料をあわせて支払うものとします。
- (2) 略
- (3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの住信SBIネット銀行所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なるものとします。

第9条 繰上返済

1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、WEBサイトでの銀行（銀行代理業者 住信SBIネット銀行）所定のお客さまの操作により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。

2. 一部繰上返済

- (1) 前項により、お客さまが指定した金額（ただし、銀行所定の金額以上とします）を借入金残額の一部として返済する場合、銀行所定の手数料をあわせて支払うものとします。
- (2) 略
- (3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの銀行（銀行代理業者 住信SBIネット銀行）所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なるものとします。

<p>る場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様にWEBサイトでの住信SBIネット銀行所定の<u>方法</u>により行うものとします。</p> <p>3. 略</p>	<p>常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の<u>お客さまの操作</u>により行うものとします。</p> <p>3. 略</p>
<p>第10条 返済条件の変更</p> <p>第8条および第9条の申込については、<u>住信SBIネット銀行</u>が承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>	<p>第10条 返済条件の変更</p> <p>第8条および第9条の申込については、<u>WEBサイトでの銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定のお客さまの操作</u>により銀行に申し出るものとし、その申し出に対し銀行が承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>
<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さままたは連帯保証人が住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が銀行または住信SBIネット銀行にとって不明となったとき。</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまが本契約、銀行との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 本契約に関し、銀行または住信SBIネット銀行に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 連帯保証人に前項各号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 銀行は、お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、お客さまが銀行に開設しているそれぞれの預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとし、<u>住信SBIネット銀行</u>をして、返済用預金口座の入出金を禁止する等取引を制限させることができるものとします。</p>	<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が銀行および住信SBIネット銀行にとって不明となったとき。</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまが銀行との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 本契約に関し、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 連帯保証人に前項 1 号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</p> <p>3. 略</p> <p>4. <u>銀行および住信SBIネット銀行</u>は、お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、お客さまが銀行または住信SBIネット銀行に開設しているそれぞれの預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとします。</p>
<p>第11条の2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. お客さままたは連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロま</p>	<p>第11条の2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. お客さままたは連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロま</p>

<p>たは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、<u>お客さままたは連帯保証人は、銀行および住信SBIネット銀行になんらの請求をすることができません。</u>また、銀行または住信SBIネット銀行に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。</p>	<p>たは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行および住信SBIネット銀行になんらの請求をすることができません。また、銀行または住信SBIネット銀行に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。</p>
<p>第 12 条 担保</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、<u>銀行は、担保を、</u>必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。</p> <p>4. 略</p>	<p>第 12 条 担保</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により<u>銀行において</u>取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。</p> <p>4. 略</p>
<p>第 13 条 連帯保証</p> <p>1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、<u>お客さまから委託を受けお客さまと連帯して、保証債務を負い、その履行については本契約に従うもの</u>とします。</p> <p>2. 連帯保証人は、お客さまの銀行に対する預金その他の債権をもって相殺ができることを理由として<u>保証債務の履行を拒絶しないもの</u>とします。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、お客さまと銀行との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。<u>また、代位の目的となった権利の対価たる金銭については、銀行が連帯保証人に優先して弁済に</u></p>	<p>第 13 条 連帯保証</p> <p>1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、お客さまと連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従うものとします。</p> <p>2. 連帯保証人は、お客さまの銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は<u>行わないもの</u>とします。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、お客さまと銀行との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。</p>

<p><u>充当することができるものとします。</u></p> <p>5. 連帯保証人がお客さまと銀行との取引について他に保証をしている場合には、その保証は本契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと銀行との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。</p> <p>6. 返済条件の変更等、その他<u>お客さまとの本契約</u>が変更されても、<u>連帯保証人との本契約</u>の内容および効力は一切影響を受けないものとします。</p> <p>7. <u>お客さまおよび連帯保証人は、銀行が現在および将来の連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、お客さままたは他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じることについて、合意します。</u></p>	<p>5. 連帯保証人がお客さまと銀行との取引について他に保証をしている場合には、その保証は<u>この保証契約</u>により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと銀行との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。</p> <p>6. 返済条件の変更等、その他本契約が変更されても、<u>この保証契約</u>の内容および効力は一切影響を受けないものとします。</p>
<p>第 14 条 リビングニーズ特約、重度ガン債務返済特約付団体信用生命保険</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さままたは連帯保証人は、お客さまに本条による保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく<u>住信SBIネット銀行</u>に通知のうえその指示に従うものとします。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>第 14 条 リビングニーズ特約、重度ガン債務返済特約付団体信用生命保険</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さままたは連帯保証人は、お客さまに本条による保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく<u>銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)</u>に通知のうえその指示に従うものとします。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>
<p>第 15 条 債務繰上返済支援特約、ガン診断給付金特約付就業不能信用費用保険</p> <p>略</p>	<p>第 15 条 債務繰上返済支援特約、ガン診断給付金特約付就業不能信用費用保険</p> <p>略</p>
<p>第 16 条 銀行からの相殺</p> <p>1. 銀行は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したものの、または第 11 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、銀行のお客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の金利については銀行の定めによるものとします。また、外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>第 16 条 <u>三井住友信託銀行</u>からの相殺</p> <p>1. <u>三井住友信託銀行</u>は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したものの、または第 11 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、<u>三井住友信託銀行</u>のお客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。<u>この場合、三井住友信託銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、諸預け金を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。</u></p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の金利については<u>三井住友信託銀行</u>の定めによるものとします。また、外国為替相場については<u>三井住友信託銀行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>

<p>第17条 お客さまからの相殺</p> <p>1. お客さまは、本契約による債務と期限の到来しているお客さまの銀行に対する預金その他債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は<u>銀行に対する</u>書面によるものとし、相殺の手続きは銀行の定めるところによるものとします。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の前日までとし、預金の金利については銀行の定めによるものとします。また、外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>第17条 お客さまからの相殺</p> <p>1. お客さまは、本契約による債務と期限の到来しているお客さまの<u>三井住友信託銀行</u>に対する預金その他債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは<u>三井住友信託銀行</u>の定めるところによるものとします。</p> <p>2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の前日までとし、預金の金利については<u>三井住友信託銀行</u>の定めによるものとします。また、外国為替相場については<u>三井住友信託銀行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>
<p>第18条 充当の指定</p> <p>1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行との取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。</p> <p>2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べないものとします。</p> <p>3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、<u>銀行</u>は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序方法により相殺することができるものとします。</p> <p>4. 銀行が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものととして、銀行は相殺することができるものとします。</p>	<p>第18条 充当の指定</p> <p>1. <u>三井住友信託銀行</u>から相殺をする場合に、本契約による債務の他に<u>三井住友信託銀行</u>との取引上の他の債務があるときは、<u>三井住友信託銀行</u>は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。</p> <p>2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に<u>三井住友信託銀行</u>との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、<u>三井住友信託銀行</u>が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べないものとします。</p> <p>3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは<u>三井住友信託銀行</u>は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、<u>三井住友信託銀行</u>の指定する順序方法により相殺することができるものとします。</p> <p>4. <u>三井住友信託銀行</u>が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものととして、<u>三井住友信託銀行</u>は相殺することができるものとします。</p>
<p>第19条 債権回収会社への業務委託および譲渡</p> <p>1. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが銀行に対し負担する一切の債務に関して、銀行が必要と認めるときは、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)に債権の回収を委託し、債権回収会社が銀行に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。</p>	<p>第19条 債権回収会社への業務委託および譲渡</p> <p>1. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが銀行に対し負担する一切の債務に関して、銀行が必要と認めるときは、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「債権回収会社」といいます)に債権の回収を委託し、債権回収会社が銀行に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。</p>

<p>2. 略</p> <p>3. 略</p>	<p>2. 略</p> <p>3. 略</p>
<p>第20条 債権回収会社以外への債権譲渡</p> <p>1. お客さまは、銀行が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下、本条においては信託を含みます。)する場合がありますこと、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受ける場合がありますことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。</p> <p>2. 前項の規定により、銀行が債権を他に譲渡した場合、銀行および住信SBIネット銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下、本条においては信託の受託者を含みます。)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは銀行または住信SBIネット銀行に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、銀行または住信SBIネット銀行はこれを譲受人に交付するものとします。</p>	<p>第20条 債権回収会社以外への債権譲渡</p> <p>1. お客さまは、銀行が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含みます)する場合がありますこと、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受ける場合がありますことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。</p> <p>2. 前項の規定により、銀行が債権を他に譲渡した場合、銀行および住信SBIネット銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含みます)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)はこれを譲受人に交付するものとします。</p>
<p>第21条 代り証書等の差し入れ</p> <p>1. 略</p> <p>2. 銀行または住信SBIネット銀行が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを銀行または住信SBIネット銀行の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、銀行および住信SBIネット銀行は責任を負いません。</p>	<p>第21条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 略</p> <p>2. 銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、銀行および住信SBIネット銀行は責任を負いません。</p>
<p>第22条 告知、通知または照会の方法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて銀行または住信SBIネット銀行が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>第22条 告知、通知または照会の方法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>
<p>第23条 届出事項の変更</p> <p>1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他住信SBIネット銀行に届け出た事項を変更する場合またはこれに変更があったときは、お客さまおよび連帯保証人は直ちに住信SBIネット銀行に所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について銀行お</p>	<p>第23条 届出事項の変更</p> <p>1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について銀行お</p>

<p>よび住信SBIネット銀行は責任を負わないものとします。</p> <p>2. <u>住信SBIネット銀行所定の書面により届け出られた署名について、銀行または住信SBIネット銀行は、口座開設時等に記載された署名との筆跡確認義務は負わないものとし、これにより生じた損害については、責任を負いません。</u></p> <p>3. <u>届出の変更手続以前に生じた損害および不備や届出を遅滞しまたは怠ったことにより生じた損害について銀行および住信SBIネット銀行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>4. (1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を住信SBIネット銀行に書面で届け出るものとします。お客さままたは連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に住信SBIネット銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>(2) <u>お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって住信SBIネット銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>(3) <u>お客さままたは連帯保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に住信SBIネット銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>(4) <u>本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に住信SBIネット銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>よび住信SBIネット銀行は責任を負わないものとします。</p> <p>2. (1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に書面で届け出るものとします。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</u></p> <p>(4) <u>本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に届け出るものとします。</u></p> <p>(5) 略</p>
<p>第 24 条 住民票等の取得同意 略</p>	<p>第 24 条 住民票等の取得同意 略</p>
<p>第 25 条 諸費用の負担および支払方法</p> <p>1. 略</p> <p>2. <u>前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、住信SBIネット銀行所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、住信SBIネット銀行は所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に振替えることにより、銀行が受け取るものとします。ただし銀行が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。</u></p>	<p>第 25 条 諸費用の負担および支払方法</p> <p>1. 略</p> <p>2. <u>前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)は所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、銀行が受け取るものとします。ただし銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。</u></p>
<p>第 26 条 合意管轄 お客さまおよび連帯保証人は、本契約に関して訴訟の必要が生じ</p>	<p>第 26 条 合意管轄 お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応</p>

<p>たときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>第27条 規定の変更</p> <p>1. 銀行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>住信SBIネット銀行をして、WEB サイトへの掲載により公表させるほか、必要があるときにはその他相当の方法で周知することにより、本規定を変更できるものとします。</u></p> <p>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第27条 規定の変更</p> <p><u>本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容をWEBサイトで相当期間公表することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。</u></p>
<p>第28条 公正証書の作成等</p> <p>略</p>	<p>第28条 公正証書の作成等</p> <p>略</p>
<p>第29条 報告および調査</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、<u>銀行または住信SBIネット銀行に遅滞なく報告するものとします。</u></p>	<p>第29条 報告および調査</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、<u>銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)に遅滞なく報告するものとします。</u></p>
<p>第30条 規定の準用</p> <p>本規定に定めのない事項については、<u>住信SBIネット銀行の銀行取引規定のほか、銀行および住信SBIネット銀行の他の規定、規則などすべて銀行および住信SBIネット銀行の定めるところによるものとします。銀行および住信SBIネット銀行の他の規定、規則などは銀行所定の方法またはWEBサイトへの掲示により告知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第30条 規定の準用</p> <p>本規定に定めのない事項については、<u>別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定、預金口座取引一般規定の他、銀行および住信SBIネット銀行の他の規定、規則などの定めるところによるものとします。銀行および住信SBIネット銀行の他の規定、規則などはWEBサイトへの掲示により告知します。</u></p>
	<p>第31条 その他特約事項</p> <p><u>お客さまは銀行(銀行代理業者 住信SBIネット銀行)の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行および住信SBIネット銀行の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. <u>お客さまおよび連帯保証人は、下記の個人情報(その履歴を含みます。)が三井住友信託銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。)のために利用されることに同意します。</u></p>	<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が三井住友信託銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。</p>

<p>(1) 全国銀行個人信用情報センター 略</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 略</p> <p>2. お客さまおよび連帯保証人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 本条 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(三井住友信託銀行および住信SBIネット銀行ではできません。)</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>① 全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ Tel :03-3214-5020</p> <p>② (株)日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ Tel :0570-055-955</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>(株)シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ Tel :0120-810-414</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(1) 全国銀行個人信用情報センター 略</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 略</p> <p>2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 本条 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(三井住友信託銀行および住信SBIネット銀行ではできません)</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>① 全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ Tel :03-3214-5020</p> <p>② (株)日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ Tel :0570-055-955</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>(株)シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ Tel :0120-810-414</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---